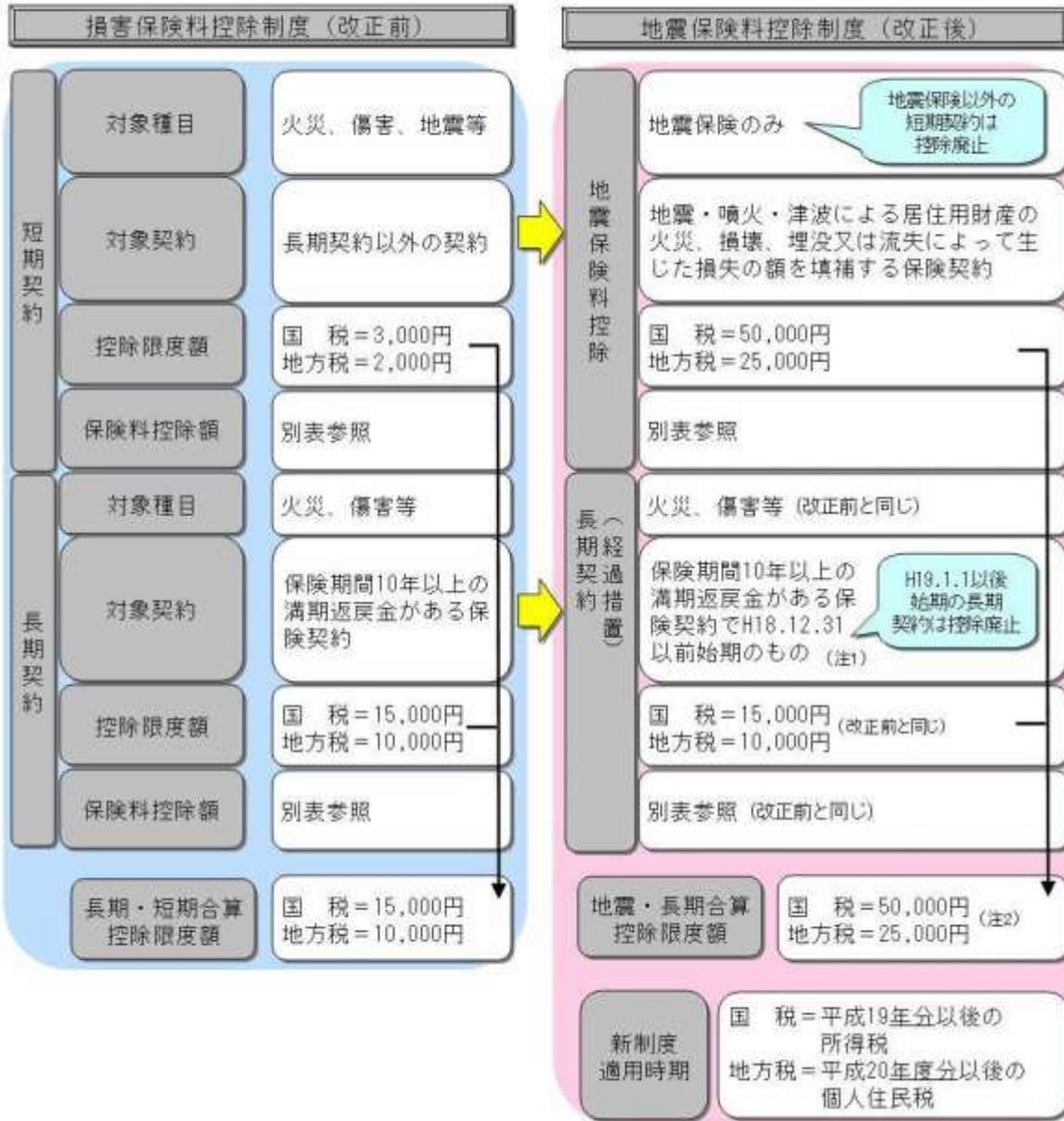


平成18年度税制改正における保険料控除制度の改正概要



【別表】 保険料控除額

損害保険料控除制度（改正前）		地震保険料控除制度（改正後）	
短期契約		地震保険料控除	
	払込保険料	保険料控除額	払込保険料
国 税	2,000円以下	払込保険料全額	50,000円以下
	2,000円超	払込保険料×1/2+1,000円	払込保険料全額
	4,000円以下		50,000円超
	4,000円超	3,000円	
地方税	1,000円以下	払込保険料全額	50,000円以下
	1,000円超	払込保険料×1/2+500円	払込保険料×1/2
	3,000円以下		50,000円超
	3,000円超	2,000円	25,000円
長期契約		長期契約（経過措置） 改正前と同じ（注1）（注2）	
	払込保険料	保険料控除額	
国 税	10,000円以下	払込保険料全額	
	10,000円超	払込保険料×1/2+5,000円	
	20,000円以下		
	20,000円超	15,000円	
地方税	5,000円以下	払込保険料全額	
	5,000円超	払込保険料×1/2+2,500円	
	15,000円以下		
	15,000円超	10,000円	

(注1)「損害保険料控除の長期契約の経過措置対象契約」について、2007年(平成19年)1月1日以後に保険料が変更となる異動があった場合は、異動のあったその年から、当該契約については控除の対象外となります。

(注2)「損害保険料控除の長期契約の経過措置対象契約」である火災保険に「地震保険料控除対象契約」である地震保険を付帯した契約については、2007年(平成19年)1月1日以後は「長期契約の経過措置」または「地震保険料控除」のどちらか一方の控除しか受けられません。

※ 生命保険料控除の対象となっている損害保険契約(医療費用保険・介護費用保険等)については、生命保険料控除における取扱いには変更ありません。

※ 上記内容は2006年(平成18年)3月31日時点の法令および、地震保険料控除制度の経過措置の適用関係に関する国税庁への文書照会結果(2006年12月27日回答)(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/shotoku/061227/index.htm>)に基づいて記載したものです。